

大阪・関西万博 ライセンス運営管理事業者募集 募集要領

1. 名称

大阪・関西万博 ライセンス運営管理事業者募集（以下「本募集」といいます）

2. 本募集の概要

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」といいます）では、大阪・関西万博（以下「万博」といいます）の、公式ロゴマークや公式キャラクター等（以下「協会 IP」といいます）を活用したライセンス事業を実施します。

ライセンス事業では、協会 IP の様々な活用を通して、万博のテーマ浸透、機運醸成、収入源確保に大きく貢献すると共に、万博のレガシーとなるような新たなチャレンジや取組の創出を目指します。

本募集では、ライセンス事業の成功へ向けて、協会 IP の使用权・再許諾権を管理するライセンス運営管理事業者（以下「ライセンス事業者」といいます）を、高度な専門知識と幅広い経験を有する外部企業・団体から募集するものです。

3. ライセンス事業者を求める役割

(ア)協会 IP の使用承認代行

- ・ 協会 IP の使用を希望する者（以下「ライセンシー」といいます）から使用申請を受け付け、協会が定める承認基準に基づき承認代行を行うこととします。
- ・ 協会 IP の使用区分、ライセンシーが有償で使用する際の使用料（以下、「ライセンシーロイヤリティ」といいます）、承認基準等の策定支援を行うこととします。
- ・ 品質マニュアル、申請書等、ライセンス運営管理に必要な各種書式の策定支援を行うこととします。
- ・ 協会 IP を有償で提供する場合、ライセンシーロイヤリティを会計管理し、協会へ納付することとします。

(イ)商品の企画・制作・販売、およびそれらの管理

- ・ 協会 IP を活用した商品の企画・制作・販売管理を行うこととします。なお、商品に関するデザインなどは別途協会が定めるデザインに関するルールや協会と関係する有識者の意見なども取り入れ、協会と協議の上で進めることとします。

(ウ)広報・宣伝・販売促進活動

- ・ 協会 IP の認知拡大、使用促進を目的とした広報・宣伝・販売促進活動を行うこととします。

(エ)店舗運営、販売所の開拓、およびそれらの管理

- ・ 協会 IP を使用した商品を取り扱う、販売店舗の運営管理又は販売所の開拓を行うこととします。

4. 協会が所有するライセンスの取扱いについて

(ア)協会は、ライセンス事業者に対して、ライセンス事業者が製造する商品に協会 IP を使用

する権利（以下「ライセンス使用权」といいます）及び第三者へ協会 IP を再許諾する権利（以下「ライセンス再許諾権」といいます）を付与します。但し、協会又は協会が別途認めるものについてはこの限りではなく、協会が第三者に別途協会 IP の使用を許諾しているものについては引き続きその使用が認められるものとします。

ライセンス事業者が使用权および再許諾権を有する協会 IP は、下の〈協会 IP〉に掲げるものとします。新たな協会 IP が追加される場合は、原則としてライセンス運営管理事業者が管理・運営し、詳細は協会と協議の上決定することとします。

〈協会 IP〉

公式ロゴマーク

公式キャラクター

- (イ) 協会 IP に係る商標権、意匠権、著作権その他の知的所有権は、すべて協会に帰属することとし、ライセンス事業者はこれに対して一切の異議を申し立てません。
- (ウ) ライセンス事業者は、ライセンス運営管理に係る契約に基づき生じる権利（ライセンス使用权及びライセンス再許諾権を含みます）、義務及び契約上の地位について、全部又は一部を問わず、これを第三者に再許諾し、譲渡し、承継し又は担保に供する等一切の処分を行うことはできません。

5. ライセンス運営管理における遵守項目について

ライセンス事業者は、次の（ア）～（シ）に掲げる項目を遵守し、協会との間で締結する委託契約に定める各条項に従ってライセンス運営管理を行うこととします。ただし、協会は、ライセンス事業者へライセンス運営管理に係る委託料、諸経費等は支払いません。

- (ア) ライセンス事業者は、ライセンス運営管理を通じて、会期前から万博の機運醸成に大きく貢献します。
- (イ) ライセンス事業者は、高採算なライセンス運営管理を目指し、万博の収入に大きく貢献します。
- (ウ) ライセンス事業者は、模倣品対策など適切なブランドマネジメントを行い、協会 IP のブランド価値を高めます。
- (エ) ライセンス事業者は、持続可能性に配慮したライセンス運営管理に努めます。具体的な内容については、今後協会が定める方法に基づいて、協議の上で決定することとします。
- (オ) ライセンス事業者は、協会から監査を求められた場合は、協会がライセンス事業者の施設（下請業者の施設を含みます）へ立ち入ること、また情報公開に協力するものとします。
- (カ) ライセンス事業者は、今後協会が推進するバーチャル万博に係る領域において、ライセンス運営管理との連携が必要な業務については、協会と協議の上で条件等を決定し、取り組みます。
- (キ) ライセンス事業者は、ライセンス運営管理に伴い発生する業務等については、都度協会と協議の上、柔軟かつ機動的に取り組みます。
- (ク) ライセンス事業者は、別途協会が指定する水準の賠償責任保険へ加入します。
- (ケ) ライセンス事業者は、ライセンス運営管理において知り得た情報、収集した情報については、機密保持に努めるとともに、万全なセキュリティ対策を講じることとします。
- (コ) 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当すると協会が判断した場合には、ライセンス事業

者に付与する権利（ライセンス使用権及びライセンス再許諾権を含みます）を停止し、又は契約を解除する場合があります。

- ・ 持続可能性の観点から相応しくない場合
- ・ 特定の政治、思想、宗教等の活動目的に利用されるおそれがある場合
- ・ 特定の個人、団体等の売名に利用されるおそれがある場合
- ・ 不当な利益を上げるために利用されるおそれがある場合
- ・ 品質、性能等に関して誤認を招く恐れがある場合
- ・ 商品の販売先が明らかでない場合
- ・ 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- ・ その他、協会 IP の使用が不適切である場合

6. ライセンス権利料等について

(ア) ライセンス事業者は、別途協会と協議の上で定めたライセンス権利料を協会へ納付することとします。

(イ) ライセンス事業者は、協会へ納付するライセンス権利料の目標金額を別途定めた上で、最低保証金額（税抜）を設定することとします。

(ウ) ライセンス権利料及び最低保証金額の納付条件、納付方法、納付期日等については協会と協議の上、決定することとします。

7. 募集スケジュール

- ・ 募集開始 2022年2月4日（金）
- ・ 質問受付期限 2022年2月10日（木）17時必着
※Eメールのみ（電話や口頭による質問は受け付けません）
- ・ 質問に対する回答 2022年2月17日（木）（予定）
※質問への回答は、メール送信により行います。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、当協会ホームページにて回答します
- ・ 提案書類提出期限 2022年3月14日（月）17時必着
- ・ 結果公表 2022年4月以降

8. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」といいます）であることとします。

(1) 次の（ア）～（ウ）までのいずれにも該当しない者であること。

(ア) 本公募に係る契約を締結する能力を有しない者

(イ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(ウ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 2つ以上の法人が共同企業体を結成して応募する場合は、上記(1)から(3)については各構成員全員がこれらの条件を満たすこと。また、共同企業体として次の(ア)～(カ)の要件も満たすこと。

(ア) 構成員は共同企業体の代表構成員となる法人を決め、代表構成員はライセンス運営管理の遂行に加えて全体の意思決定及び管理運営等の全てに責任を持つこと。

(イ) 企画提案書提出以後における代表構成員及び構成員の変更は、原則として認めない。

(ウ) 代表構成員とならない構成員にあっては、代表構成員に代表権を委任する旨が記載されている委任状を協会へ提出する。

(エ) 共同企業体は、共同企業体協定書(写し)を協会へ提出する。協定書には、構成員の役割分担が明確に記載されていなければならない。

(オ) 本公募に別途単独で応募した法人は、本公募にかかる共同企業体の構成員となることはできない。

(カ) 各構成員は、本公募にかかる別の共同企業体の構成員となることはできない。

9. 応募方法

(1) 提出書類について

応募の際には、次の【提出書類一覧】の(ア)～(オ)の書類を受付期間内に提出することとします。

【提出書類一覧】

	書類名	書式	提出部数
(ア)	応募申込書	様式1	原本1部
(イ)	企画提案書	9(3)参照	・原本1部 ・原本の写し5部
(ウ)	共同企業体届出書兼委任状	様式2	原本1部
(エ)	共同企業体協定書(写し)	様式3	
(オ)	★誓約書	様式4	

★：共同企業体の場合は全構成員分をご提出ください

(2) 企画提案書に求める提案内容

大阪・関西万博の想定来場者数は2,820万人、会場内での商品販売スペースを約500㎡4ヵ所(東ゲート付近2ヵ所、西ゲート付近2ヵ所)を想定し、次の(ア)～(キ)に掲げる項目を含め、ライセンス運営管理全般についてご提案ください。商品販売スペースの想定に際しては、商品販売スペースにはバックヤードを含み、協会は商品販売スペースに係る工事費用、運営諸経費を負担しないこととします。

なお、想定来場者数および会場内商品販売スペースについては、ご提案時に必要な想定としての情報提供であり、来場者数および会場内商品販売スペースの権利を確約するものではありません。

(ア) ライセンス事業全体に関する戦略及び運営計画

- (イ) 持続可能性への取組
- (ウ) 協会 IP を使用した商品に関する戦略及び計画（業種ごとの専門性や強み分かるよう、商品構成、商品数等を含めて具体的にご提案ください）
- (エ) ライセンシーに関する以下の項目（業種ごとの専門性や強み分かるよう、具体的にご提案ください）
 - ・ ライセンシーの獲得見込数
 - ・ ライセンシーとの取引実績
 - ・ ライセンシーの獲得方法
- (オ) 広報・宣伝・販売促進活動に関する戦略及び計画
- (カ) 店舗運営管理・販売所開拓に関する戦略及び計画
- (キ) 財務に関する以下の計画
 - ・ ライセンシーロイヤリティ料率
 - ・ 協会へ納付する予定のライセンス権利料の総額
 - ・ 最低保証金額

(3) 企画提案書の仕様

- ・ 用紙サイズ：A4
- ・ ページ数：最大 70 ページ（表紙はページ数に含みません）
- ・ 用紙の向きは原則として横で統一し、ファイルに編綴してください。
- ・ 表紙及び背表紙には名称と応募者名を記入してください。

〈記入例〉

「大阪・関西万博 ライセンス運営管理事業者募集 提案書 株式会社 ○○○（法人名）」

(4) 提出方法

- (ア) 提出書類のすべてを下の①及び②の両方の形式で提出することとします。
 - ① 紙へ出力し、郵送又は持参による提出
 - ② 提出書類を格納した電子媒体の郵送又は持参による提出（PDF データを CD-R 等に格納すること）
- (イ) 持参、郵送いずれの場合も、2022 年 3 月 14 日（月）17 時必着とします。
- (ウ) 郵送の場合は、郵送と合わせて必ず受付期間中に電子メールで応募の旨を送信することとします（送信先：license-office@expo2025.or.jp）。

(エ) 提出先

公益社団法人 2025 年日本国際博覧会協会
広報戦略局戦略事業部事業推進課（担当：板東・今井）
住所：大阪市住之江区南港北 1 丁目 14-16 大阪府咲洲庁舎 43 階（受付）
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10 時～17 時 ※12 時～13 時を除く）

(5) 質問の受付

- (ア) 受付期間：募集開始日から 2022 年 2 月 10 日（木）17 時まで
- (イ) 提出方法：電子メール（license-office@expo2025.or.jp）で受け付けます。

- (ウ) 件名の始めに「【質問】大阪・関西万博ライセンス運営管理事業者募集」と明記し、質問内容を「質問票」(様式5)に記載して添付することとします。
- (エ) 口頭、持参、電話、FAXによる質問は受け付けません。
- (オ) 折り返し担当者から質問票受領完了のメールを送ることとします。
- (カ) 質問への回答は、メール送信により行います。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、協会ホームページ【大阪・関西万博 ライセンス運営管理事業者募集について】(<https://www.expo2025.or.jp/>)に掲載します。

(6) その他

- (ア) 応募者1者(1社、1法人、1共同事業体、1人)につき1提案のみ応募可能です。
- (イ) 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。
- (ウ) 提出書類は理由の如何を問わず、返却しません。なお、提出書類は本件に係る審査の目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。
- (エ) 書類提出後の差し替えは認めません(協会が補正等を求める場合を除きます)。
- (オ) 提出書類に虚偽の記載をした者は本公募の参加資格を失うものとします。

10. 事業者決定に関する事項

(1) 審査方法

- (ア) 審査委員会を設置し、(2)に掲げる審査基準に基づき審査を行います。
- (イ) 必要に応じて、提案内容に関するプレゼンテーションおよびヒアリングの場を設けます。日時及び所要時間等については別途協会から通知いたします。
- (ウ) 審査、プレゼンテーションおよびヒアリングは、提案者のアイデアやノウハウの保護のため非公開で行い、内容についての質問や異議は一切受け付けません。
- (エ) 契約締結の候補企業数は、審査委員会での審査を踏まえて決定します。
- (オ) 審査の結果によっては、一部提案内容を変更頂いた上で契約を行う場合があります。

(2) 審査基準

審査項目	内容
戦略性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪・関西万博のテーマや理念を踏まえた戦略が構想されているか ・ 市場環境や動向を踏まえた内容になっているか
計画性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的な観点でライセンス運営管理の計画が検討されているか ・ ライセンス運営管理にあたってのリスク分析と対応策が検討されているか
話題性・広がり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会IPのブランド価値を高め、大阪・関西万博の機運醸成、ライセンス使用の活性化へ向けた魅力的な広報・宣伝・販売促進が検討されているか
経済性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協会の収入事業として、高い収益性が見込めるか ・ 提示された戦略・計画の内容と整合性のある収入計画となっているか
実行性	<ul style="list-style-type: none"> ・ ライセンシー候補者とのネットワーク、取引実績が十分にあるか ・ ライセンスビジネスの分野において専門的な知見と経験を有し、ライセンス運営管理の遂行において高い信頼を有するか ・ 持続可能性に配慮したライセンス運営管理が行える体制となっているか

(3) 審査結果の通知について

- (ア) 審査結果は採択に関わらず、全ての応募者へ電子メールにて通知します。
- (イ) 決定したライセンス事業者（以下、「採用者」といいます）の名称等については、協会ホームページにおいて公表します。[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

応募者が、次のいずれかに該当した場合は、当該応募者による提案は、審査の対象から除外します。

- (ア) 審査委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めた場合。
- (イ) 他の応募者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合。
- (ウ) 審査終了までの間に、他の応募者に対して応募提案の内容を意図的に開示し、又は他の応募者に開示させた場合。
- (エ) 提出書類に虚偽の記載を行った場合。
- (オ) その他審査結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合。

11. 契約手続きについて

(1) 採用者は、契約締結までの間に、以下の書類を提出することとします。

- (ア) 定款又は寄附行為の写し（1部）（原本証明すること）
- (イ) 法人登記簿謄本（1部）
 - ※ 法人の場合に提出すること。
 - ※ 発行日から3カ月以内のもの。
- (ウ) 納税証明書（各1部）（未納がないことの証明：発行日から3カ月以内のもの）
 - (ア) 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ※ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えることができるものとします。
 - (イ) 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- (エ) 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
 - (ア) 貸借対照表
 - (イ) 損益計算書
 - (ウ) 株主資本等変動計算書
- (オ) 使用印鑑届（様式6：原本1部）

(2) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第十一条第二項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。

(3) 採用者が、採択後から契約締結までの間において、上記8の参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。

12. 個人情報の取扱いについて

- (ア) ライセンス事業者は、国内及び海外での個人情報保護法及び協会が定めた個人情報保護方針 (<https://www.expo2025.or.jp/privacy/>) や協会と協議し決定した仕様内容において

必要な個人情報保護に関する法律に基づいた対策を講じることとします。

(イ) 個人情報に関する仕様変更が発生した場合は、協会と協議の上、必要な対策をできる限り対応することとします。

13. 公式ロゴマークの使用区分について

(ア) 公式ロゴマークのライセンス提供にあたっては、下に掲げる【公式ロゴマーク使用区分】を用いることとし、詳細は協会が決定します。

(イ) 関係団体とは、協会、協会理事団体（但し、理事、理事団体加盟企業は除きます）、理事団体の特定出資法人、国（省庁）、独立行政法人、地方公共団体、全国商工会議所、その他協会が認めた団体及びイベント等（各地の経済団体連合会、公営競技協賛レース等）とします。

(ウ) 協賛企業とは、協会へ出展/協賛を行う企業・団体とします（協会が認めた企業・団体を含みます）

(エ) 【公式ロゴマーク使用区分】は変更となる場合があります。

【公式ロゴマーク使用区分】

	使用区分	定義	関係団体	協賛企業	ライセンシー
A	商品	有償販売される商品、サービス、又は協会が商品とみなすもの	○	○	○
B	景品	商品やサービスの購入者への特典として配布・提供されるもの	○	○	-
C	頒布品	無償で配布するもので、商品やサービスの購入者への特典として配布・提供されるものを除いたもの	○	○	-
D	広告	広告媒体及び販促媒体への使用	○	○	-
E	社内使用品	自社内で使用されるもの	○	○	-

なお、公式キャラクターについては、その制定後に協会と協議の上使用区分を決定します。

14. 担当部署（書類等提出先及び問合せ先）

担当部署：公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 広報戦略局 戦略事業部 事業推進課

担当者：板東、今井

電話番号：06-6625-8725

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。10時～17時 ※12時～13時を除く）

電子メール：license-office@expo2025.or.jp

以上